

## CVCによる中小企業・スタートアップへの投資環境整備事業補助金 よくある質問Q&A

### 【補助対象者・補助対象事業について】

Q1 補助対象事業者はCVCに限られるのか。

A1 補助対象事業者はCVCに限りますので、事業協力者（委託先）である中小企業・スタートアップからは申請できません。

Q2 委託先はマッチングした中小企業・スタートアップに限られるのか。

A2 委託先はマッチングした中小企業・スタートアップに限られるので、事業協力者は必ず、「CVCと中小企業・スタートアップのマッチング支援事業」において採択されたCVCと一度以上面談を行った事業者である必要があります。

Q3 交付決定前に開始した実証は、補助対象とならないのか。

A3 交付決定前に開始した実証は補助対象となりません。契約手続きを含め、補助対象事業は、必ず交付決定後に開始するようにしてください。

### 【事業期間について】

Q4 交付申請・交付決定日から年度を跨いでP o Cを実施することは可能か。

A4 可能です。補助金申請の際は、交付申請書において事業予定期間を明確にして申請してください。補助金は完了日の属する年度予算からの交付になりますので、特に完了時期については正確に記載してください。

Q5 令和7年度内に事業完了予定として交付決定を受けたが、事情変更により完了が令和8年度となってしまう場合、補助金の交付を受けることは可能か。

A5 やむを得ない事情であると都が認めた場合、予算の範囲内において補助金の交付を受けることが可能です。年度を跨ぐ事業期間の変更が生じた場合には、「補助金遅延等報告書(第6号様式)」を速やかに都に提出し、都の指示を受けてください。なお、計画変更等により事業が早期に終了した場合（令和8年度完了予定として交付決定を受けたが令和7年度中に事業完了した場合）には、「補助金変更承認申請書（第4号様式）」を都に提出し、都の指示を受けてください。

### 【補助対象経費について】

Q6 補助金交付申請書や見積書の内訳に示した経費は、それぞれに根拠書類を用意するのか。

A6 それぞれに根拠書類は不要ですが、著しく高額であるなど内容に疑義がある場合には、詳細な根拠書類の提示等を求めることがあります。

Q7 委託事業者の person 費はどのように積算すればよいか。

A7 月当たり人工等、適切な作業時間と単価により算出してください。

Q8 「その他実証を行うために必要な経費」とは、どのような経費が想定されているか。

A8 交通費・運送費・貸会議室等の使用料・再委託経費（事業の根幹に関わらない部分的なもの）等、実証に必要と解される経費であれば、対象になり得ます。

Q9 委託契約の中に含まれている経費であっても、補助金の対象とならない場合はあるか。

A9 募集要領P2「補助対象とならない経費」に該当する経費が含まれている場合等については、一部補助対象外となることがあります。

Q10 従前使用しているサーバ費用の一部などを補助事業に係る使用日数等を踏まえて按分し、委託契約の中に含めてよいか

A10 補助対象事業の実施のために導入したものでないもの（対象事業がなくても継続使用していたと解されるもの）は補助対象外となります。

Q11 委託契約にあたっての見積書は複数社の見積りが必要か。

A11 複数社の見積りは不要ですが、見積内訳書（又は積算内訳書）には、経費の内訳を可能な限り詳細に示してください（「一式」などの記述は避けてください）。なお、経費内訳が不明確な場合や、委託内容に比較して経費が過大であると都が判断した場合には、詳細を確認させていただくことがあります。

Q12 PoCの実施場所は都内限定か。都外に実証の場を持っている場合は利用できるのか。

A12 実証場所は都外であっても問題ありません。

#### 【事業計画書・事業実施について】

Q13 事業計画書に添付する、「詳細な内容がわかる資料」とは、どのような資料を想定しているか。

A13 事業計画書の記載を補足し、各項目の詳細を説明する資料を、パワーポイント等により作成し添付してください（A4用紙1～5枚程度）。事業計画書の内容と併せ、審査に活用します。  
なお、上記の内容に関わらず、計画内容のわかる既存の提案書等がある場合は、そのまま添付資料としても問題ありません。

Q14 PoC実施後、投資決定に繋がらなかった場合でも、補助金の返還等を求められることはないか

A14 投資決定の成否により都が補助金の返還を求めることはありません。ただし、投資決定の成否に至るまでの状況について、都が報告を求めた場合は、これに応じる必要があります。